

2021 年度 春闘団交 報告

2021 年度の春闘団交が収束しました。日本大学理事による背任事件がおこったこともあり、交渉の継続性は重要性を増していますが、「背任事件」に関連する説明要求や、日本大学の管理運営の問題点の改善要求については、春闘とは別に団体交渉を申し込みます。

1. 賃金に関わる要求—賃下げ回答を跳ねのけました。

(1) コロナ禍でも黒字を積み増し、多額の金融資産を保有し、また(株)日本大学事業部に利益の内部留保をしているにもかかわらず、理事会は基本給及び家族手当の 6.50 ヶ月と賃下げ回答してきました。組合は、賃下げ回答を跳ねのけ第 7 回団体交渉で、0.05 ヶ月増額の 6.55 ヶ月で妥結しました。昨年並み水準を確保できたことで協定書を交わす予定です。ベースアップはゼロ回答のまま収束しました。

(2) 一律 1 万円(最大)のコロナ慰労金を求めましたが、ゼロ回答であったため、「有期雇用、非常勤教職員に限定」して支給するという妥協案も提示しました。特に経済的に不安定な立場の人には、是非何らかの補助が必要だというのが組合の立場です。その趣旨も説明はしましたが、受け入れられませんでした。理事会は、理由として、「財政逼迫」、「学生ファーストを標榜した学生向けコロナ対策補助による臨時支出」、「コロナに伴う付属病院の赤字」、「業務としては当然のことをしていて、手当にあたるような特別な業務があったとは特に認められない」などがあげました。教職員の置かれた実情を全く無視、軽視した内容ですが、組合は理事会に対して強い不満を表明して収束となりました。

2. 労働条件改善に関する要求—非常勤講師の再採用の条件を回答させました。

(1) 有期雇用(非常勤講師)の契約について、現在の運用状況を質問しました。4 年間経過した非常勤講師が、半年間契約しなかった場合、半年後に新たに採用できるのか質問したところ、「それ自体は問題ないが、被雇用者はどこかに専任教員として所属、あるいは研究基盤を有していることが条件であるので、その条件が満たせない場合、新規採用が出来ない場合がある」という回答でした。その真意を重ねて議論した結果、「研究基盤を有する者」とは、研究基盤に相当する機関に何らかの形で属性を有していればよいのであって、専任職にあることにこだわらない。そして、非常勤講師の採否は従前どおり学部が決定し、「研究基盤を有する者」の条件がクリアになれば法人側が介入することはないとの回答を得ました。

(2) 担当授業時間の「8 講義担当はお願いであって強制ではない」との 2019 年度団交回答は今年度においてもそのままかを質問しました。法人は、基本その通りであるが、「お願い」ではなく「要請」であると修正した回答でした。組合側は「要請」の正確な解釈を質問し、法人の認識としては「要請」とは「お願い」の言い換えであるという回答でした。これまでも用語の改訂からさまざまな

不利益変更がなされてきたことを考え合わせ、注視しておく必要があります。

3. 福利厚生に関する要求—昨年勝ち取ったインフルワクチンの通達を確認

インフルエンザワクチン接種補助に関して、法人側から部科校に通達したとを確認しました。本件は、組合が団交で求めていた事項で、法人は組合の要求に添った内容を実施しています。今年、インフルエンザワクチンの接種補助を行う学部が増えています。

4. 管理運営に関する要求

組合は、法人に対して、日本大学事業部に関して詳細な決算、事業内容などの公開を求めましたが、「義務的団交事項ではない」という回答しか得られませんでした。4億にものぼる資金流失がほぼ明るみになり（現段階では起訴）、本学のステークホルダーに対する損害は極めて大きな状況となっています。法人と日大事業部に対してステークホルダーや社会から不信を招く事態となっている現在、利益を内部留保している日大事業部の事業内容（実態）と決算状況は教職員の労働条件に直結する事項ですが、そのことを法人は決して認めようとしません。法人の回答と本学の現状との矛盾に対する誠実な説明はありませんでした。

5. 日本大学理事による背任事件に関わる要求

(1) 理事長宛に背任事件に関する要求書を提出する際、事前に書記長よりメールをしました。しかし、担当者は要求書の受け取りを拒否しました。本来は、理事会が要求書の内容を精査して回答の可否を判断すべきであり、要求書内容を見ずに拒否することは不当な扱いです。理事会は要求書受け取りの可否は窓口担当者判断で行われたことを認めましたが、それは問題がないと主張しました。組合は不当かつ不誠実な対応だと抗議し、今後このようなことがないように要請しました。

(2) 背任事件に関して、「理事会ではどのような報告があったか?」「調査委員会の構成メンバーはどのような身分の人か?」「なぜ被害届を出さないのか?」等を質問しました。しかし、「現状回答できない」の一点張りで日本大学HPに掲載されている内容以上の説明は得られませんでした。また、法人は再三、管理運営に関わる内容は義務的団交事項ではないと強く主張しました。背任事件の影響は今後の大学運営に大きな影響を及ぼす可能性が高いことです。例えば、補助金減額あるいは停止、入学者数の減少による資金的困難や信用低下による研究教育活動の質低下が想定されます。「それらが実際に起きた場合、労務には何も影響しない、または影響させないと保証できるのですか?」と重ねて質問しましたが、「それは保証されるものではなくその時の問題である」との回答でした。なお、組合はアメフト事件などに関わる補助金減額の際には、労働条件に影響させないことを理事会に回答させています。

法人の発言中に矛盾した発言があることに注意し、以降、「労働条件に関係なく義務的団交事項ではない」という法人の主張は不当であると言わざるを得ません。

組合は法人に対し、「我々は法人に対して敵対しているわけではない。より良い大学を共に作っていきたいと考えている」と伝えました。その上で、教職員をはじめ大学のステークホルダーに誠実に説明する機会（組合からの要求でもあり、文科省からの要請でもある。）をぜひお願いしたいと伝

えています。法人は「意見として承る」と述べるにとどまりましたが、その点に関しては多少の理解が見られました。

(3) 背任事件に関する要求については、別途、団体交渉を申し込む旨を伝えました。

5. 日本大学理事長による所得税法違反による逮捕に関わる声明

学校法人日本大学理事長逮捕にあたっての声明

2021年11月29日、所得税法違反の容疑で田中英壽日本大学理事長が東京地方検察庁特別捜査部によって逮捕されました。法人を代表する理事長が逮捕されたことは、日本大学の歴史に汚点を残すことになり、憤りを禁じ得ません。

日本大学は、社会から厳しい批判にさらされることになりました。

日本大学教職員組合（以下、組合）は学校法人日本大学理事会（以下、理事会）に対して、田中容疑者の理事長としての資格を停止し、井ノ口忠男元理事らによる背任事件とあわせて理事会自らが真相を究明するとともに、責任の所在を明確にしたうえで、それらを公表することを求めます。

組合は、すでに「理事による背任事件」に関する要求書（ホームページに掲載*）を提出しており、今後も、それらの要求の実現に向けて行動していきます。

2021年11月30日

日本大学教職員組合

6. 東京私大教連第44期中央執行委員長として山本篤民氏が選出されました。

日本大学の執行委員から中央執行委員長を送り出すことができたことは、大変な力となります。

大学の自治を守り、教育・研究環境の向上を目指したいと思います。また、教職員の労働条件の改善と学生の学修機会の確保にも取り組む所存です。微力ながら組合活動に貢献していきたい
—山本氏立候補の抱負 東京私大教連選挙公報より—

日本大学教職員組合の活動などは以下ホームページでご覧いただけます。また、ご意見、ご加入に関するお問い合わせは以下メールアドレスまでお願いいたします。

QRコード

日本大学教職員組合ホームページ

<https://union-nihon.sakura.ne.jp>



Eメール

nichidai.kumiai@gmail.com



12月26日 組合総会が開かれます。みなさんの声を伺いたいので、是非ご参加ください。

～このニュースは組合費とカンパによって作成されています～